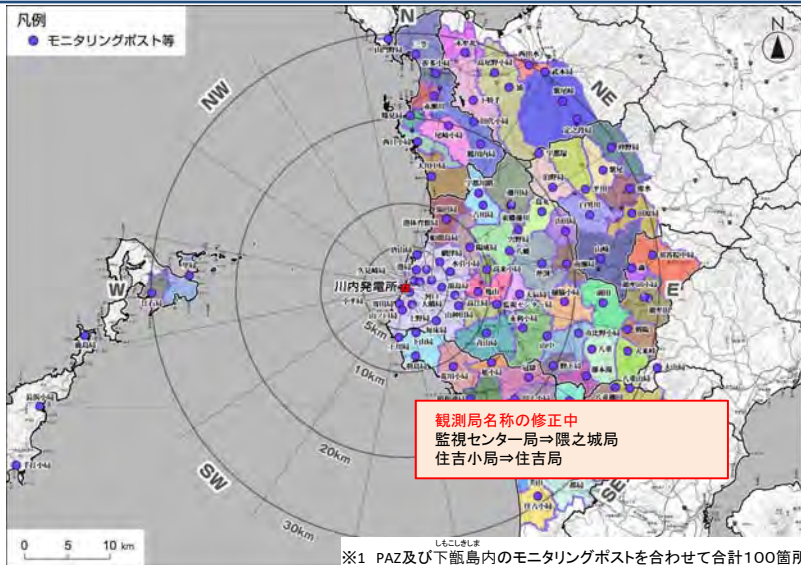


せんだい

1. 川内地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

川内原子力発電所周辺9市町に、緊急時モニタリング地点81地点※1を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、関係市町施設等に合計約161万丸の丸剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤約2万包等を備蓄。
- 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先よりUPZ内緊急配布場所及び避難退域時検査場所へ搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。



2. PAZ内及びUPZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 鹿児島県では、PAZ内住民及びUPZ内住民を対象に説明会を実施。
- PAZ内住民を対象に、令和2年7月19日現在、2,663人に事前配布を実施。
- UPZ内住民に対しては、一定の要件を満たし、事前配布を希望する住民を対象に、令和2年4月1日現在、2,016人に事前配布を実施。

PAZ	配布対象者(人)※	配布済人数(人)
薩摩川内市	3,969	2,663
合計	3,969	2,663

※ PAZ内の住民数から、PAZ内に住む九州電力職員及びPAZ内の病院に住民票を移している入所者を除いた人数。

UPZ	配布要件	配布済人数(人)
薩摩川内市	UPZ内に居住しており、以下の一定の要件を満たし、事前配布を希望する住民を対象。 ① 病氣や障害のある方 ② 高齢者のうち災害時に配慮を要する方 ③ 妊婦・授乳婦 ④ 乳幼児（未就学児） ⑤ ①～④との均衡上、特に認める方 ⑥ ①～⑤に該当する方が世帯にいる方	917
いちき串木野市		425
阿久根市		133
鹿児島市		40
出水市		187
日置市		231
始良市	0	
さつま町	79	
長島町	4	
合計	-	2,016

<安定ヨウ素剤事前配布説明会>

医師、薬剤師、県及び市職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明。



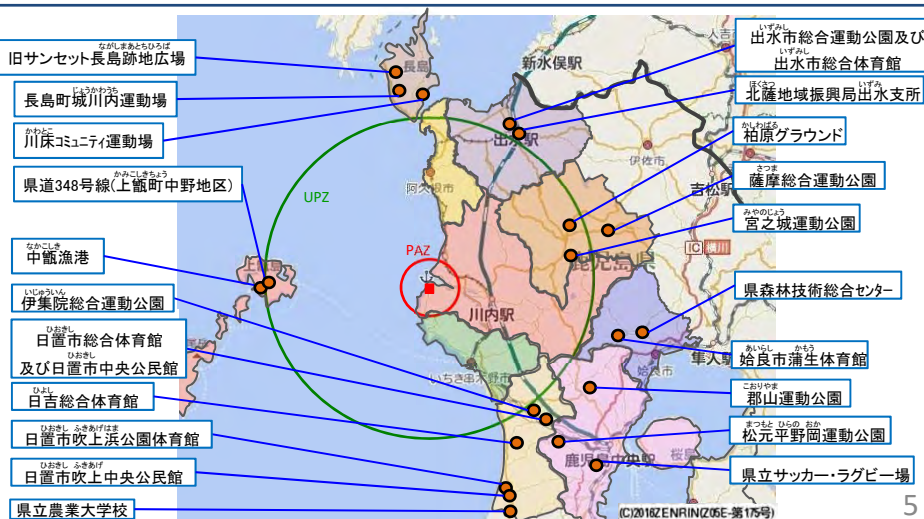
医師による説明



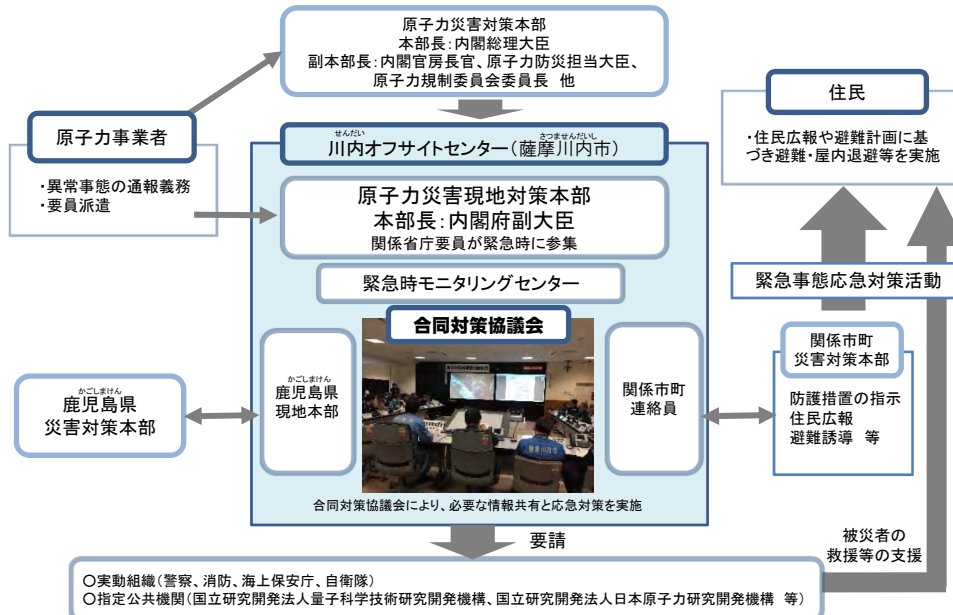
問診

4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

鹿児島県では、緊急時の避難を円滑に行うため、30km圏周辺から避難所までの間で、避難経路や避難所までの移動の容易性、面積等を考慮し、候補地（21ヶ所）をあらかじめ準備。

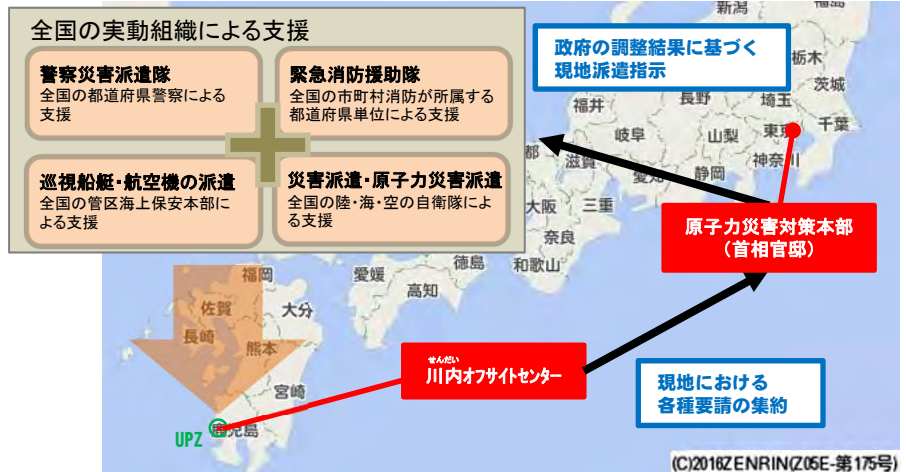


1. 緊急時対応体制



3. 実動組織の広域支援体制

- ▶ 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、鹿児島県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- ▶ 要請の窓口となるオフサイトセンター（実動対処班）において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。



2. 住民への情報伝達体制

- ▶ 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- ▶ 鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ・ラジオ、ホームページ等を活用し、住民へ情報を伝達。

<関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段の例>



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- ▶ 鹿児島県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓閉作業





平成26年9月5日
改定 平成30年3月26日
改定 令和3年●月●日

せんだい
**川内地域の緊急時対応
(全体版)**

川内地域原子力防災協議会

1. はじめに	P.2
2. ^{せん だい} 川内地域の概要	P.4
3. 緊急事態における対応体制	P.9
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P.21
5. PAZ内の全面緊急事態における対応	P.35
6. UPZ内における対応	P.46
7. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P.88
8. 緊急時モニタリングの実施体制	P.99
9. 原子力災害時の医療等の実施体制	P.108
10. 国の実動組織の支援体制	P.118

(注1)公式表記は、「薩」であるが、本資料においては、一部入力の都合上「薩摩川内市」を用いているところがある。

1. はじめに

・この「川内^{せんだい}地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した川内地域原子力防災協議会において、九州電力(株)川内原子力発電所に起因する原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む鹿児島県及び関係市町の地域防災計画・避難計画や国の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、川内地域においても「川内地域原子力防災協議会」が設置された。

川内地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

構成員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官(防災担当)
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
鹿児島県副知事

オブザーバー

薩摩川内市
いちき串木野市
阿久根市
鹿児島市
出水市
日置市
始良市
さつま町
長島町
九州電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
- ※ 協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を設置

2. ^{せんだい}川内地域の概要

- 川内原子力発電所は、九州電力(株)が鹿児島県薩摩川内市に設置している原子力発電所である。
- 川内原子力発電所は、昭和59年7月から1号機による営業運転を開始。昭和60年11月に2号機の運転を開始している。

九州電力(株)川内原子力発電所について

(1) 所在地

鹿児島県薩摩川内市久見崎町

(2) 概要

1号機 : 89.0万kW・PWR

2号機 : 89.0万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数 (令和2年4月時点)

1号機 : 昭和54年 1月／昭和59年 7月／35年

2号機 : 昭和56年 5月／昭和60年 11月／34年



原子力災害対策重点区域の概要

- 鹿児島県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所から概ね半径5kmを目安とするPAZ内、発電所から概ね半径5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 川内地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は薩摩川内市、UPZ内は7市2町にまたがる。



※ 人口は、令和2年4月1日現在

<概ね半径5km>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):

Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市(薩摩川内市)

住民数:4,182人※

<概ね半径5～30km>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):

Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域

7市2町(薩摩川内市、いちき串木野市、

阿久根市、鹿児島市、出水市、

日置市、始良市、さつま町、長島町)

住民数:198,143人※

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布（一般住民）

➤ PAZ内人口は4,182人、UPZ内人口は198,143人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で **202,325人**。

関係市町名	PAZ内 (概ね半径5km)		UPZ内 (概ね半径5～30km)		合 計	
	さつ ませんだいし 薩 摩 川 内 市	4,182人	2,352世帯	86,206人	41,295世帯	90,388人
くしきのし いちき串木野市			27,472人	13,233世帯	27,472人	13,233世帯
あ く ね し 阿 久 根 市			20,009人	10,045世帯	20,009人	10,045世帯
か ご し ま し 鹿 児 島 市			834人	470世帯	834人	470世帯
い ず み し 出 水 市			21,329人	9,900世帯	21,329人	9,900世帯
ひ お き し 日 置 市			26,064人	11,803世帯	26,064人	11,803世帯
あ い ら し 始 良 市			5人	5世帯	5人	5世帯
さ つ ま ちょう さ つ ま 町			15,405人	7,725世帯	15,405人	7,725世帯
な が し ま ちょう 長 島 町			819人	378世帯	819人	378世帯
合 計	4,182人	2,352世帯	198,143人	94,854世帯	202,325人	97,206世帯

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によれば、^{さつませんだいし}薩摩川内市全体での他市町村からの昼間流入人口は、約8,000名／日。
- また、平成28年経済センサスによると、248事業所、約3,400人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車を通勤手段としている。

	他地域からの 流入人口(人)	他地域への 流出人口(人)	差引増△減(人)
^{さつませんだいし} 薩摩川内市	7,989	7,032	957

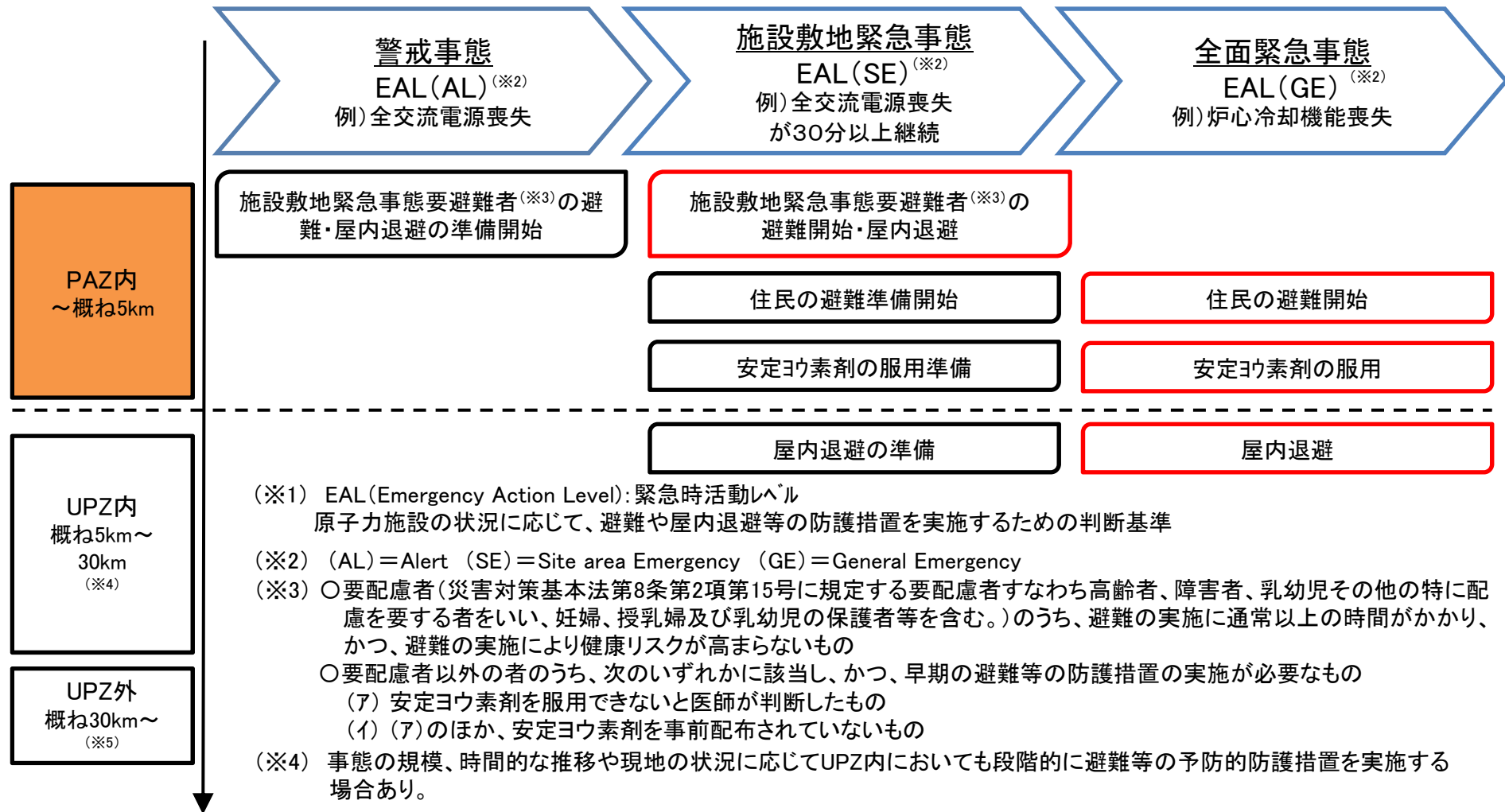
※ 平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計(総務省統計局)

PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)
^{そうろう} 滄 浪	36	1,023
^{よりた} 寄 田	6	41
^{みずひき} 水 引	168	2,068
^{みねやま} 峰 山	38	240
合 計	248	3,372

※ 総務省・経済産業省『平成28年経済センサス-活動調査』の調査票情報から各地区の町内の事業所、従業員数を計上。

3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



(※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

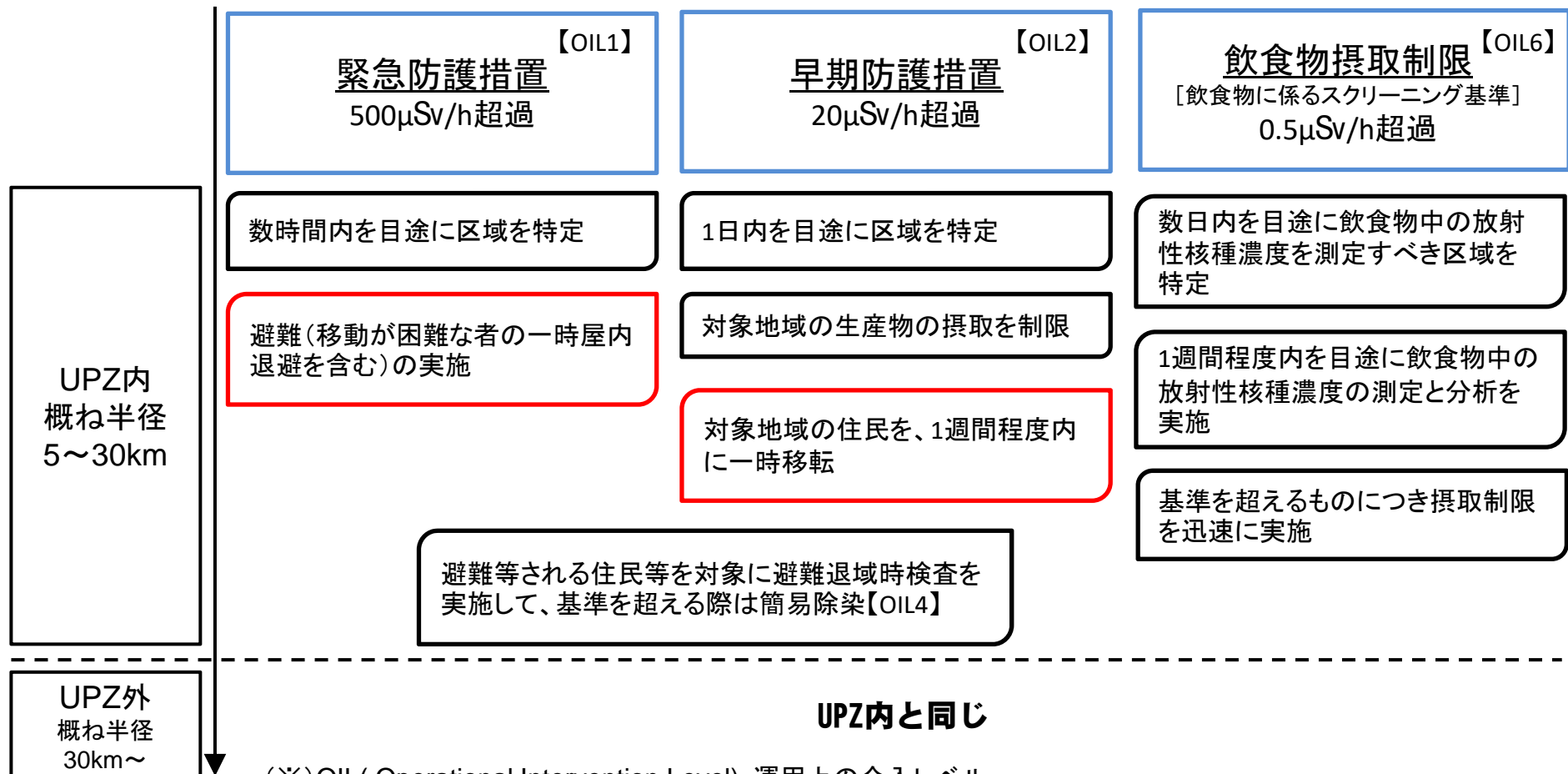
(※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

(※3) ○要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの
○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの
(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの
(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。



(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準